

スタートアップ・起業家育成プログラム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市の経済成長への貢献と社会課題解決を目指すスタートアップ企業等の創出及び成長を目的に、支援事業（アクセラレーションプログラム）を実施する民間事業者等に対して補助金を交付することで、支援事業の充実・拡大を促進し、スタートアップエコシステムの更なる発展を目指す。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる事業をいう。
- (2) 補助事業者 民間の企業・団体等が実施主体となって補助金交付を受けて事業を行うものをいう。
- (3) アクセラレーションプログラム スタートアップ等起業家、起業予定者（学生含む）を対象とした、スタートアップ企業等の創出・成長を目的とし実施される伴走支援のことをいう。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という）は次の各号に定める要件をすべて備えなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 この補助金の対象事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 北九州市内で補助事業者がアクセラレーションプログラムを行い、「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」が目指す北九州市スタートアップエコシステムの発展に資するものであること。
- (2) 北九州市に拠点を有する（予定を含む。）スタートアップ等起業家、若しくは北九州市内を拠点に起業を目指す者を支援対象とするアクセラレーションプログラムであること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別に定めるものとする。

- 2 補助事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる額のうち小さい額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を上限とする。

- (1) 前条に定める経費の2分の1以内の額
- (2) 100万円

（補助金の交付期間）

第8条 補助金の交付期間は、交付を決定した日からその年度末までとする。

（市等の他の補助制度との併給制限）

第9条 この要綱による補助金の交付を受ける者は、同一の事業について同一年度中に市及び関係団体が実施する事業の補助金等の交付を受けることができない。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を文書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。
- 3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号を補助金交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象経費における経費項目の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、申請書（第3号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、申請書（第4号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費における経費項目の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

(補助事業の中止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、申請書（第5号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項で補助事業が中止された補助事業者は、速やかに実績報告書（第6号様式）を提出するとともに精算し、残額を返還するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは20日以内に実績報告書（第6号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、第13条の規定により交付を受けた額に剰余が生じたときは、剰余金を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第11条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
- (2) 第6条第1項に規定する用途以外で補助金を使用した場合。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は第12条に規定する補助金の交付の条件その他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合。

2 前項の規定は、第17条による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消す場合には、その旨を補助事業者に文書（第9号様式）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

4 補助事業者は、前項に定める命令を受けたときは、期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

5 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、補助金等交付規則第20条の規定を適用する。

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年9月25日から施行する。